

令和3年4月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和3年4月16日（金）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和3年4月16日（金）午後5時40分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 出席者の紹介について
- 第 3 会議録の承認について
- 第 4 会議の非公開の決定について
- 第 5 報告第1号 三木ホースランドパーク条例施行規則の制定について
- 第 6 報告第2号 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 第1号議案 三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 第2号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第 9 報告事項 三木市指定文化財の指定について
- 第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第11 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第12 そ の 他
- 第13 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	（ 不 在 ）
委員（教育長職務代理者）	石 井 ひろ美
委 員	大 北 由 美
委 員	實 井 政 治

委 員 中 嶋 直 裕

5 欠 席 者 なし

6 事務局出席者

教育長職務代行者 教育総務部長	本 岡 忠 明
教 育 振 興 部 長	横 田 浩 一
教 育 総 務 課 長	五百蔵 一 也
教 育 施 設 課 長	仲 谷 淳
生 涯 学 習 課 長	河 端 康
図 書 館 長	伊 藤 真 紀
文化・スポーツ課長	金 井 善 純
学 校 教 育 課 長	田 中 智 美
教育センター所長	橋 本 泰 一
学 校 再 編 室 長	鍋 島 健 一
教 育 ・ 保 育 課 長	辻 田 政 顕
教 育 総 務 課 係 長	丸 岡 ま や
教 育 総 務 課 主 事	大 野 剛 史

7 傍 聴 者 0人

開 会

教育長職務代理者が、令和3年4月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長職務代理者が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、大北委員と中嶋委員を指名した。

日程第2 出席者の紹介について

教育総務部、教育振興部の順で事務局職員が自己紹介し、次いで委員が自己紹介した。

日程第3 会議録の承認について

教育長職務代理者が、令和3年3月定例会（17日開催）、令和3年3月臨時会（10日開催）及び3月臨時会（24日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第4 会議の非公開の決定について

教育長職務代理者が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

日程第5 報告第1号 三木ホースランドパーク条例施行規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木ホースランドパーク条例施行規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

制定理由は、三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例が、3月市議会定例会で議決されたことに伴い、新たに三木市教育委員会規則を制定する必要性が生じたためである。

教育長職務代理者が、報告第1号について採決を行い、原案のとおり承認された。

日程第6 報告第2号 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

制定理由は、制度改正等により、各課が所管する事務分掌の一部を改めるためである。

前回の協議からの変更点として、入所・給付係の「ア 就学前教育・保育施設の確認に関すること。」について、就学前教育・保育施設については、認可権が県にあるため、「認可」を「確認」に変更した。また、「家庭的保育事業者等」の認可についての記載がなかったため、「ケ 家庭的保育事業者等の認可に関すること。」を新たに追加した。法律上、「家庭的保育事業者等」とは、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所を指すが、本市に存在するのは、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所のみである。

教育長職務代理者が報告第2号について採決を行い、原案のとおり承認された。

日程第7 第1号議案 三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が、3月市議会定例会で議決されたことに伴い、規則の一部を改正する。

併せて、三木市教育委員会公印規則の一部を改正する。現在、三木勤労者体育センターは、指定管理者が管理しており、公印を使用していないため、「三木市立市民体育館長印」を廃止することについて、審議をお願いする。

教育長職務代理者が第1号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第8 第2号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が、3月市議会定例会で議決されたことに伴い、三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する。

教育長職務代理者が、第2号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第9 報告事項 三木市指定文化財の指定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、三木市指定文化財に指定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第7号の規定により報告する。

文化財の名称は、与呂木古墳出土石枕で、種別は、有形文化財である。与呂木古墳出土石枕は、石棺から取り外しができる単独の石枕であるが、同様の石枕は県内では4例あり、東播磨では唯一のもので、考古資料として非常に価値が高い。指定年月日は令和3年4月16日である。

日程第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○田中学校教育課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

昨年度末に退職した教職員のうち、校長2人、主幹教諭並びに教諭のうち勤続30年以上である6人に対し、令和3年3月31日に感謝状を贈呈した。

日程第11 報告事項 各課の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○仲谷教育施設課長が次のように報告した。

令和2年度の工事は、ほぼすべてが完了した。そのうち、みなぎ台小学校スクールバス転回場整備工事については、完成したバス転回場を利用し、スクールバスの運行を開始している。

口吉川小学校エレベーター設置等工事实設計委託については、

繰越工事としている。進捗状況は70%で、夏休みを中心に工事ができるよう進めている。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館事業として、3月21日に東自由が丘1丁目自治会の集会所であるやすらぎセンターで、日曜大工塾を開催した。

今後の予定として、4月23日に「のびのびじゅうっ子教室」を開催する。

公民館以外の事業として、4月13日に令和3年度三木市高齢者大学・大学院入学式を開催した。密を避けるため、来賓を招かずに開催した。

今後の予定として、4月22日に令和3年度第1回まちづくり担当者会を開催する。

(石井教育長職務代理者) 以前にもお願いしたが、所管事項の報告は、事業の実施に当たり工夫した点や、次回に向け改善が必要な事項など、資料に記載されていない部分の説明があれば、さらに議論も深まると考えるので、お願いしたい。

(河端生涯学習課長) 新たな取組ではないが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止されたが、今年度は、現時点においては、従来どおり実施できている。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

3月30日に三木商工会議所青年部から絵本の寄贈を受けた。日本商工会議所青年部が作成した『おかねってなあに?』を50冊いただいた。この絵本は経済の仕組みについて、子どもにも分かりやすく解説されている。いただいた絵本は図書館の他、市内の小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園に配布する。

今後の予定事業として、「レッツチャレンジ! えほんクイズ」を4月23日から5月12日まで、吉川図書館で開催する。

ぬりえの配布を4月23日から5月26日に、中央図書館で行う。

えいごのおはなし会を5月16日午後2時30分から3時まで、

吉川図書館多目的室で開催する。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

実施した事業として、3月24日に文化芸術賞表彰式を開催し、令和2年度に文化芸術奨励賞を受賞した3人を表彰した。

今後の予定として、企画展「三木城の縄張り」を5月5日から7月4日まで、みき歴史資料館で開催する。

三木合戦軍図絵解きを4月17日に法界寺で開催する。教育委員会の事業ではないが、歴史関連の催しであるため、この場で報告させていただく。

(5) 学校教育課報告事項

○田中学校教育課長が次のように報告した。

着任式と始業式を4月7日に開催した。

入学式を小・中・特別支援学校で、資料に記載の日程で開催した。

第1回定例校園長会を4月13日に開催し、報告及び依頼を行った。資料の補足として、1点目に、昨年度の問題行動の件数は減少しているものの、臨時休校期間があったことを勘案すると、ほぼ横ばいであることを報告した。2点目に、不登校の人数が増加しているため、今年度は、「学校I K O K A マニュアル」並びに「個別支援シート」の活用により、不登校の事前防止と早期対応を依頼した。

3点目に、「確かな学力向上プロジェクト」について図で解説し、今年度の学力向上に向けた取組として、1人1台のタブレット端末並びに「みっきいすてっぷ」の活用について説明した。4点目に、教職員の服務規律の確保について、勤務時間の管理並びに行事及び業務の見直しについて依頼した。

4月15日に予定していた教科・教科外研修部会については、参加できない学校が生じたため、5月10日に変更した。

今後の予定として、第1回同和教育伝承講座を5月11日に開催する。

(大北委員) 「学校I K O K A マニュアル」の徹底と「個別支援シート」の活用により、不登校の数を減らそうとすることは理解できる。しかし、従来からの取組の強化だけではなく、新しい取組も加えた不

登校対策も必要と考えるため、今後の取組に期待したい。

次に、「確かな学力向上プロジェクト」について、この事業名は、現在、使用していないのではないか。「令和3年度三木市教育の基本方針」では、「学力向上に向けた方策」という題名がついている。

(横田教育振興部長) ご指摘のとおり、「令和3年度教育の基本方針」の中では、「確かな学力向上プロジェクト事業」という文言は使用していない。報告事項の中では、「令和3年度確かな学力向上プロジェクト事業について」と記載しているが、校園長会では「令和2年度確かな学力向上プロジェクト事業」について報告し、併せて「令和3年度学力向上に向けた具体的な取組」について依頼したため、報告事項の記載を訂正させていただく。

(大北委員) 校園長会の内容が、毎年同じ事項を踏襲しているように見受けられる。今年度は「確かな学力向上プロジェクト事業」の最終年度であるとともに、新しいプロジェクトを推進するための準備期間でもある。年度当初の校園長会では、令和2年度の振り返りの報告に留まらず、振り返りを今年度にかすための依頼をしていただきたい。

次に、業務改善の推進について昨年度も協議し、三木市独自の「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」を作成した。業務改善に限らず、方策を立てれば、その結果を検証する必要がある。令和2年度の業務改善に関する取組について、成果と課題を報告いただきたい。

(田中学校教育課長) 令和2年度の市全体の検証はできておらず、各学校における検証に留まっている。昨年度は、学校業務改善推進委員会を開催できなかったが、今年度は開催する予定であるため、それまでには各学校の現状を調査し、成果と課題を基に検証する予定である。

(石井教育長職務代理者) 昨年度の協議の際に、「三木市における学校業務改善の推進について」は、年度ごとに更新すると報告を受けている。今回の校園長会では、令和3年度の業務改善についての説明をされたのか。

(田中学校教育課長) 昨年度から変更した点があったため、令和3年度の内容について説明を行った。

変更点は、1点目に、文言中に「園」の記載が漏れていたため書き加えた。2点目に、幼児・児童・生徒の指導に関する業務の中に、「タブレット端末の活用による効果的な学習指導」を書き加えた。3点目に、教職員の総業務量の削減の中に、「業務の精選、整理及び外部人材の活用」を書き加えた。

(石井教育長職務代理者) 今年度、学校業務改善推進委員会を再開することであるが、開催後には、協議の内容や検証結果などを教育委員会定例会において報告いただきたい。

(大北委員) 「三木市における学校業務改善の推進」について、昨年度の協議の中では、園を含めないことになったと記憶している。「園」とすると幼稚園の他に認定こども園も含まれ、業務内容などの取扱いが異なるため、確認いただきたい。

もう1点として、点検・評価報告書の完成が、毎回、翌年度の9月になっているが、年度内に点検できるものは早期に点検し、次年度の取組に活かしていく必要があると考える。年度当初に新しい方針等を打ち出そうとする時には、前年度のうちに課題を洗い出しておく必要がある。今回であれば、学校業務改善推進委員会を受けて、「三木市における学校業務改善の推進について」を示すのが筋であると考え。令和2年度に示した「三木市における学校業務改善の推進について」を受け、学校がどのような取組を行い、どのような成果があったのかということを検証し、明確な根拠に基づき次年度の取組を行っていただきたい。

(五百蔵教育総務課長) 現時点において、令和2年度の点検・評価を今年度の早い時期に完成させることは、困難な状況である。令和3年度が計画の初年度となる「第3期三木市教育振興基本計画」の点検・評価においては、進捗管理と並行して点検・評価を行うなど、できる限り早い時期に当該点検・評価の結果を出し、それを次年度の取組に活用できるよう、手法を検討したい。

(大北委員) 点検・評価の時期の見直しに当たっては、事務量が大幅に増大することのないよう無理のない範囲でお願いしたい。

業務改善の推進については、学校に少し調査をかければ可能であると考え。校園長会や研修会で意見を聴取するだけでもよいと思う。現場の意見が、教育委員会に確実に届くようにしていただきたい。

(横田教育振興部長) 業務改善については、学校長の面談の際に意見交換を行っており、これらの客観的なデータも活用しながら進めていきたい。

(鍋島学校再編室長) 「三木市における学校業務改善の推進について」に、園を加えた経緯について説明する。令和元年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)の改正を受け、昨年度、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」(以下「規則」という。)及び「三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」(以下「方針」という。)を策定した。この規則と方針の適用を受けるのは、給特法が適用される教育職員で、本市においては、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の教育職員となるため、規則及び方針において、学校園としている。しかしながら、年度当初に示す「三木市における学校業務改善の推進について」には、園の要素を入れていなかったため、今年度から園を含んだ内容に改めている。

(6) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

3月18日にアカウント等の年次移行に関する説明会を実施した。25人の教員に対して、オンラインで研修を行った。

教育相談について、昨年度と異なる点として、ICTを使用した学習指導に関する相談や、ICTトラブルについての相談が増加している。その大部分が、教員からのタブレット端末の設定に関する不具合や機器等の不具合に関する問い合わせ、もしくは破損修理などの依頼であった。

今後の予定として、4月14日から不登校対策適応教室を開始する。

青少年センターが実施したネット見守り隊活動については、問題事案の報告はなかった。

(石井教育長職務代理者) ICTのトラブルに関する問い合わせが増加していることについて、春休みに子どもたちがタブレットを家庭に持ち帰り、使用方法等について教員を通じて教育センターに相談した件数と、教員が直接教育センターに相談した件数とは、区別されているのか。

(橋本教育センター所長) 学校に子どもたちが問い合わせた件数は把握していない。春休みにタブレットを持ち帰り、子どもたちが使用していた学校もあるが、大きなトラブルはなかった。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

吉川小学校区統合準備委員会を開催した。これまで東吉川小学校を含んだ4小学校で、吉川小学校の骨格となることなどを決定してきた。このたびの準備委員会で、東吉川小学校の統合について協議する東吉川小学校統合準備部会を発足することに承認をいただいた。その中で、東吉川小学校の統合に向け、交流事業やバスの見守りなどの細部について検討していく。

閉校する学校の引越について、約10か月間にわたり備品の整理等行ってきたが、無事に終えることができた。

4月7日に吉川小学校及び緑が丘中学校で開校式を開催し、神戸新聞にもその様子が掲載された。中学校は4月9日から、小学校は4月12日から本格的に学校生活が始まっている。

今後の予定として、東吉川小学校統合準備部会は、新たなPTA役員や評議員などが決定した後に、できる限り早期に開催していきたいと考えている。

(大北委員) 統合先の学校への通学について、もう少し詳しく説明していただきたい。

(鍋島学校再編室長) 吉川小学校については、旧中吉川小学校及び旧上吉川小学校の子どもたちを6台のバスで学校まで運んでいる。その6台のバスについて、旧中吉川小学校のすぐ前にある旧吉川幼稚園の跡地を起点として運用している。それぞれ2月にリハーサルを行った。4月に入ってから、登校時には全てのコースのスクールバスに教員が同乗するとともに、教育委員会からも指導主事等が2週間に渡り支援した。乗り遅れや車内での問題等は発生していない。下校時も同様に、教員が同乗している。

志染地区の子どもを緑が丘中学校に運ぶバスについて、志染地区の子ども31人の内22人は、デイサービスセンター志染に自転車で集合し、バスに乗り換えて登校している。残りの9人は、自転車で直接緑が丘中学校まで通学している。バス通学については、中学生であるため、自主的に集合して乗車し、問題なく緑が丘中学校まで運行できている。また自転車通学についても、教員が要所に立ち、指導しているため、問題は発生していない。

(8) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

実施した事業として、3月はそれぞれの園所において、修了式や卒園式等を開催した。上の丸保育所では、3月27日に閉所式も兼ねて開催した。

みきっ子未来応援協議会全体会を3月22日に開催し、就学前教育・保育部会からの報告を行った。報告の内容については、就学前児童の人口推移や就園児童数の現状及び今後の方向性について説明し、委員から意見をいただいた。併せて、志染保育所の存続に関する就学前教育・保育部会における意見や、よかわ認定こども園の民間運営についての進捗状況について報告した。

4月はそれぞれの園所において、入所式・入園式を開催した。今後の予定として、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度から延期していた2園の实地監査を5月11日に実施する予定であり、これをもって令和2年度に予定していた实地監査はすべて完了となる。

日程第12 その他

(石井教育長職務代理者) 吉川小学校のバスの運行状況や通学路の状況

について、教育委員が現地見学に伺える機会を設けていただきたい。

(大北委員) 子どもたちが、統合して良かったと思えるような統合にしようという合言葉が当初からあった。子どもたち、教職員、保護者及び地域の方々からご意見を伺い、教育委員会として統合の成果を検証することが非常に重要である。

そして、次の統合に向け、今後、統合校の不安が少しでも軽減されるよう、検証結果に基づき、さらに研究を重ねていく必要があると考える。

(鍋島学校再編室長) 統合前に、子どもたちに今の気持ちについてのアンケートを行った。その中で、不安なこと、楽しみなことを掴みながら様々な取組を行った。そのため、いずれかの段階で、学校と協議しながら、統合後の子どもたちの気持ちを聴き取る必要があると考えている。そして、保護者との意見交換会において、卒業時、あるいは、大人になってからの長い期間での統合の評価の聴き取りも必要ではないかという意見もあったため、検討したい。

(大北委員) 子どもたちの気持ちも大事にしなければならないが、学力等にも視点を当てていただきたい。統合したことによりできるようになったことや、考え方が広がった、深まったなど、生きる力に繋がる変容が見て取れる教育のめざすところについて、分かるような調査を実施していただきたい。

(石井教育長職務代理者) 保護者の皆様に、統合して良かったと安心していただくため、懇談会等で検証や調査したことを、保護者にも報告していただきたい。

(鍋島学校再編室長) 関係学校の教員と相談しながら検討したい。

日程第13 次回定例会の開催日程について

教育長職務代理者が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和3年5月19日午後3時から開催することを決定した。

閉 会

教育長職務代理者が、令和3年4月三木市教育委員会定例会の閉会を
宣言した。

【令和3年4月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長職務代理者

署名委員

署名委員